

第 9 編

入国事前審査

(両面印刷の裏紙用白紙)

第9編 入国事前審査

第1章 総則	1
第1節 在留資格認定証明書制度	1
第2節 査証事前協議制度	1
第2章 在留資格認定証明書事務	1
第1節 申請の受付	1
第1 受付庁	2
第2 申請	6
第2節 提示書類及び提出書類	7
第1 提示書類	7
第2 提出書類	7
第3 受付に伴う措置	18
第3節 審査	20
第1 審査の方式	20
第2 事案概要書の作成	20
第3 申請案件の移管	21
第4節 処分	21
第1 交付	21
第2 不交付	24
第3 終止	24
第4 F E I Sへの入力	25
第5節 在留資格認定証明書の再交付	25
第1 再交付等の手順	25
第2 再交付後の処理	25
第6節 在留資格認定証明書の取消し	25
第1 取消し事由	25
第2 取消し	26
第3 在留資格認定証明書取消し後の不交付通知	26
第7節 団体用在留資格認定証明書	27
第1 団体用在留資格認定証明書の交付対象	27
第2 団体用在留資格認定証明書の作成	27

第3	団体用在留資格認定証明書の再交付	28
第4	団体用在留資格認定証明書の別紙に記載された者のうち一部の者について 取消しを行う場合の取扱い	28
第5	団体からの分離	28
第8節	記録の保管等	29
第1	保管する資料	29
第2	記録の取扱い	29
第3	返信用封筒の取扱い	29
第4	在留資格認定証明書に誤記を発見した場合の在外公館の取扱い	29
第3章	査証事前協議事務	31
第1節	受付	31
第1	受付	31
第2	受付に伴う措置	31
第2節	審査	31
第1	審査の方式	32
第2	進達	32
第3	上陸のための条件に適合していない者に係る査証事前協議終了者の取扱い	32
第3節	在留資格・在留期間の決定	33
第4節	審査終了後の措置	33
第1	審査結果の回答	33
第2	FEISへの入力	33
第5節	記録の保管	33
第4章	各種不利益処分の理由・内容の具体的記載	34
第1節	留意事項等	34
第2節	不交付理由の記載例	34
第1	在留資格該当性によるもの	34
第2	上陸許可基準適合性によるもの	39
第3	特定技能基準省令適合性によるもの	45
第4	上陸拒否事由に該当するもの	46
第5章	別表	47
第6章	様式	50

第1章 総則

第1節 在留資格認定証明書制度

入管法第7条の2の在留資格認定証明書制度は、「短期滞在」及び「永住者」を除く在留資格について、本邦に上陸しようとする外国人又はその代理人から施行規則第6条の2に定めるところによりあらかじめ申請があった場合に、当該外国人が本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、入管法別表第1の下欄に掲げる活動又は入管法別表第2の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動のいずれかに該当すること（在留資格該当性）並びに入管法別表第1の2の表及び4の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者に係る法務省令で定める基準に適合すること（上陸許可基準適合性）について事前に審査を行い、入管法第7条第1項2号に掲げるこれらの条件に適合すると認めるときに在留資格認定証明書を交付するものである。

この証明書を所持する者については、在外公館における査証発給手続及び空港等における上陸審査手続の簡易・迅速化が図られる。

第2節 査証事前協議制度

在外公館において査証の発給を受けた外国人は、出入国港において入国審査官から上陸許可を受けなければ本邦に上陸することはできないところ、査証発給に係る審査と上陸許可に係る審査が相違することは好ましくないことから、両者の調整を図るため、査証申請を行った外国人のうち一定の者に関し、査証発給の可否について外務省から協議を受け、この協議に対し上陸のための条件への適合性の有無を判断した上で同省に回答している。これを査証事前協議制度という。

なお、査証事前協議のあった事案に関する事実認定に際しては、上陸特別許可に係るものを除き、入管法第59条の2の規定に基づき、公務所への照会等を行うことはできないことに留意する必要がある。

第2章 在留資格認定証明書事務

第1節 申請の受付

第1 受付庁

在留資格認定証明書の交付申請の受付に関する事務は、次の場所を管轄又は分担する地方局等及び出張所において行う。

1 管轄又は分担区域の基準となる場所

- (1) 本邦に上陸しようとする外国人（以下「申請本人」という。）が申請する場合
申請本人の住所地

(注) 管轄又は分担区域外の申請であっても、申請人の住所地を管轄する地方局等又は出張所への交通が著しく不便である場合は、当該申請を受付することができる。

- (2) 代理人が申請する場合

次の表の「代理人」に対応する「場所」の項に掲げる所在地等

在留資格	代理人	場所
「外交」 「公用」	在日大使館、公使館、領事館又は国際機関の職員	当該機関の所在地
	申請本人と同一の世帯に属することとなる家族の構成員	当該構成員の住居地
「教授」 「教育」	申請本人と契約を締結している本邦の公私の機関の職員	当該機関の所在地
	研究又は教育活動を行う教育機関の職員	
「宗教」	外国の宗教団体の支部その他本邦の関係宗教団体の職員又は申請本人と契約を締結している本邦の公私の機関の職員	当該機関の所在地
「芸術」 「報道」 「法律・会計業務」 「医療」	申請本人と契約を締結している機関又は申請本人が所属することとなる本邦の機関の職員	当該機関の所在地
「高度専門職1号ハ」	申請本人が経営を行い又は管理に従事する本邦の事業所の職員	当該機関の所在地
「経営・管理」	申請本人が経営を行い又は管理に従事する本邦の事業所の職員	当該機関の所在地

	申請本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本邦の事業所を新たに設置する場合にあっては、当該本邦の事業所の設置について委託を受けている者（法人である場合にあっては、その職員）	当該機関の設置について委託を受けている者の住所地（法人である場合は、その法人の所在地）
「高度専門職1号イ」 「高度専門職1号ロ」 「研究」「技術・人文知識・国際業務」 「介護」「技能」	申請本人と契約を締結している本邦の公私の機関の職員	当該機関の所在地
「企業内転勤」	申請本人が転勤する本邦の事業所の職員	当該機関の所在地
「興行」	契約機関（契約機関がないときは、申請本人を招へいする本邦の機関）又は申請本人が所属して芸能活動を行うこととなる本邦の機関の職員	当該機関の所在地
「技能実習第1号イ」 「技能実習第2号イ」 「技能実習第3号イ」	企業単独型実習実施者の職員	当該実施者の所在地
「技能実習第1号ロ」 「技能実習第2号ロ」 「技能実習第3号ロ」	監理団体の職員	当該団体の所在地
「特定技能1号」 「特定技能2号」	特定技能所属機関の職員	当該機関の所在地
「文化活動」	申請本人が所属して学術上又は芸術上の活動を行うこととなる機関の職員	当該機関の所在地
	親族	当該親族の住居地
	申請本人を指導する専門家	当該専門家の住所地

「留学」	申請本人を受け入れる又は申請本人が教育を受ける機関の職員	当該機関の所在地
	申請本人に対して奨学金を支給する機関その他申請本人の学費又は滞在費を支弁する機関の職員	
	学生交換計画を策定した機関の職員	
	申請本人の学費又は滞在費を支弁する者	当該支弁する者の住所地
	親族	当該親族の住居地
「研修」	申請本人を受け入れる機関の職員	当該機関の所在地
「家族滞在」	扶養者	当該扶養者の住居地
	親族	当該親族の住居地
	扶養者の在留資格認定証明書交付申請の代理人	扶養者に係る申請の場合と同じ
「特定活動」	告示3号又は4号	
	①申請本人と同一の世帯に属することとなる家族の構成員が所属する機関の職員	①当該機関の所在地
	②申請本人と同一世帯に属することとなる家族の構成員	②当該構成員の住居地
	告示7号、18号、19号、23号、24号、30号、31号、33号、34号、38号、39号、高度人材外国人の扶養を受ける配偶者又は子、就労する配偶者、高度人材外国人又はその配偶者の親	
	③扶養者	③当該扶養者の住居地
	④親族	④当該親族の住居地
	⑤扶養者の在留資格認定証明書交付申請の代理人	⑤扶養者に係る申請の場合と同じ
	告示25号	
	⑥申請本人が入院する本邦の病院若しくは診療所の職員	⑥当該病院若しくは診療所の所在地

	⑦親族 告示26号	⑦当該親族の住居地
	⑧告示25号に該当する活動を行おうとする者	⑧当該者の住居地
	⑨告示25号の在留資格認定証明書交付申請の代理人 告示32号、告示35号	⑨告示25号に係る申請の場合と同じ
	⑩国土交通大臣が認定した特定監理団体の職員	⑩特定監理団体の所在地
	上記以外 ⑪申請本人が所属して法務大臣が指定した活動を行うこととなる機関の職員 ⑫申請本人を雇用する者	⑪当該機関の所在地 ⑫当該雇用する者の住所地
居住資格	親族	当該親族の住居地

(注1) 「経営・管理」に係る代理人である「本邦の事業所の設置について委託を受けている者」とは、経営者又は管理者が不在の間の事業所設置業務全般を任されている者が該当する。

(注2) 公立の小中学校に入学することを希望する者の場合、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第1条及び第6条に定めるところにより、申請本人が本邦に居住し、住民基本台帳に登載された後、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会が申請本人の通学先を決定することから申請本人が居住する予定の市町村の教育委員会についても公立の小中学校と同様に申請本人を受け入れる機関として扱う。

(注3) 「家族滞在」に係る代理人である「扶養者の在留資格認定証明書交付申請の代理人」は、扶養者と同時に在留資格認定証明書交付申請を行うときに加え、扶養者が既に本邦に入国・在留している場合であっても代理申請を行うことができ、この場合、扶養者等作成用1Rの「扶養者の署名」は、当該代理人が扶養者の通学先、勤務先又は所属機関名、代表者氏名を記名することとなる。

(注4) 大企業などで本社の他に多くの支店等がある場合、「申請人本人と契約をしている本邦の公私の機関（特定技能所属機関も含む）」とは、原則として雇用契約等を締結している本社等及び実際に申請人が稼働することとなる支店等を指すものであり、特別の事

情がない限り、申請人が稼働することが予定されない支店等は含まない。

- (3) 取次申請の場合の管轄区域及び分担区域は、第2編「代理・申請取次ぎ」に定めるところによる。

2 管轄区域及び分担区域

(1) 地方局等の管轄区域

法務省組織令（平成12年政令第248号）第84条及び第86条（同令別表第3）に定めるところによる。

- (注) 空港のみを分担する支局においては、当該空港に勤務する航空会社職員及びその家族からの申請についてのみ管轄する。

(2) 出張所の分担区域及び受付案件

ア 出張所の分担区域及び受付案件は第5章の別表のとおりとする。

- (注1) 地方局等の長は、出入国在留管理庁長官の承認を受けて、第5章の別表に定める出張所の分担区域を変更することができる。

- (注2) 空港のみを分担する出張所においては、当該空港に勤務する航空会社職員及びその家族からの申請についてのみ分担する。

イ 地方局等の長は、出入国在留管理庁長官の承認を受けて、一部の出張所に関し、在留資格認定証明書交付申請案件の全部又は一部の在留資格に係る申請を受付しないことができる。

第2 申請

申請は、次に掲げる者が第1に掲げる地方局等又は出張所に出頭して行う。

1 申請本人

2 代理人又は申請本人の法定代理人

代理人は、施行規則別表第4において、各在留資格に応じ代理申請を行うことができる者として定められている（本節第1の1(2)の表参照）。

- (注) 以下本章において、申請本人、代理人及び法定代理人を併せて「申請人」という。

3 申請取次者

施行規則第6条の2第4項の規定により適当と認められた公益法人の職員、弁護士又は行政書士が申請書等を提出する場合は、申請人の出頭を免除することができる。

- (注) 申請取次ぎについては、第2編「代理・申請取次ぎ」参照。

第2節 提示書類及び提出書類

第1 提示書類

1 申請本人が申請する場合

旅券及び在留カード（既に在留カードが交付されている場合に限る。）

2 代理人又は法定代理人が申請する場合

代理人又は法定代理人となる要件に適合する者であることを証する書類

（注1）本邦の機関の発行した身分証明書、健康保険証、戸籍謄本等をいう。

（注2）本邦に新たに事業所を設置して「経営・管理」の活動を行おうとする者が、本邦の事業所の設置を委託した者を代理人とする場合にあっては、当該者が本邦事業所の設置について業務全般を委託されていることが分かるもの（委託契約書等）。

3 申請取次ぎの場合

申請取次者証明書又は届出済証明書

第2 提出書類

申請書1通、写真1葉（施行規則別表第3の2に定める要件を満たしたもので、裏面に氏名を記入したもの）のほか、施行規則別表第3に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出させる（施行規則第6条の2第2項、第12編「在留資格」参照）。

（注）提出書類のうち卒業証書等申請人において原本の返還を希望する書類については、特に必要と認めて提出させる場合を除いて、受付時において原本と照合の上、写しを提出させる。原本の提出を求めた場合には、処分時に返還する。

1 申請書

申請書は、申請本人1人につき1通提出させる。

（1）申請書の使用区分

在留資格認定証明書交付申請書（施行規則第6条の2、別記第6号の3様式）は、入国目的に応じ、次のとおりとされている。

（注1）申請書は、申請人等作成用と所属機関等作成用又は扶養者等作成用が一組となっている。

（注2）入国目的に応じて、3枚から8枚が一組となっている（申請人等作成用1裏面参照。）。

（注3）高度専門職の申請については、次表の分類に加え本邦において行おうとする活動に応じて「J」「K」「O」又は「U」のいずれかの申請書を使用しても差し支え

ない。また、申請受付時に電算入力する際の種別については、使用する申請書様式の種別を入力する。

申請書様式及び FEIS上の種別	申請本人が認定を受けて上陸しようとする在留資格
I	高度専門職1号イ、教育、教授
J	芸術、文化活動
K	宗教
L	高度専門職1号ロ、報道、研究（転勤）、企業内転勤
M	高度専門職1号ハ、投資・経営
N	高度専門職1号イ・ロ、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定活動（特定研究等活動・特定情報処理活動）、特定活動（本邦大学卒業者）
O	興行
P	留学
Q	研修
R	家族滞在、特定活動（特定研究活動等家族滞在）、特定活動（EPA家族）、特定活動（本邦大学卒業者家族）
T	日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者 ※在留資格「定住者」に該当する全ての場合
U	外交、公用、法律・会計業務、医療、特定活動
V	特定技能
Y	技能実習

（2）申請書記載上の留意点

ア 申請人に対し、各申請書様式1の裏面の「記載上の注意」に留意の上、記載するよう指導する。

イ 申請書の記載は次の要領による。

（ア）申請人等作成用及び共通事項

① 「国籍・地域」

日本国政府が承認した外国政府の発行した旅券を提示して上陸しようとする者については、当該旅券の国籍・地域（入管法第2条第5号ロに規定する地域）名

を記載させる。

また、日本国政府が承認した外国政府が自国民以外の者に発行する旅券（外国人旅券）又はこれに代わる証明書を提示して上陸しようとする者については、当該文書上に申請本人の国籍として記載された国の名称を記載させる。

（注1）入管法第2条第5号ロに規定する地域については、「台湾」、「ヨルダン川西岸地区及びガザ地区」が該当し、台湾旅券所持者又は台湾旅券の発行を受けることが予定されている者については「台湾」、ヨルダン川西岸地区及びガザ地区の権限のある機関が発行した旅券に相当する文書の手所持者又は同文書の発行を受けることが予定されている者については「パレスチナ」と記載させる。

（注2）香港SAR旅券所持者又は香港SAR旅券の発行を受けることが予定されている者については、「中国（香港）」と記載させる。

なお、マカオSAR旅券所持者又はマカオSAR旅券の発行を受けることが予定されている者については、「中国（マカオ）」と記載させる。

（注3）英国海外市民旅券（BNO旅券）所持者又は英国海外市民旅券（BNO旅券）の発行を受けることが予定されている者については、「英国（香港）」と記載させる。

（注4）申請本人が所持して上陸しようとする旅券の国籍欄にBritishと記載されている場合で、英国属領市民の身分を有しているときは、英国の次に当該属領の名（例：「英国（バミューダ）」）を付記させる。

（注5）日本国籍以外の二つ以上の国籍を有する者については、上陸審査時に提示する予定の国民旅券の国籍・地域名を記載させる。この場合、申請書の国籍・地域欄の余白に、他に有する国籍・地域を付記させる。

（注6）国籍を有しない者又は国籍を有することが証明できない者については、「無国籍」と記載させる。

② 「氏名」

以下に沿って氏名を記載させる。

なお、上陸許可に続いて在留カードを交付する場合、在留カードの氏名欄には、原則として、旅券の身分事項欄の氏名情報を用いることとなるが、在留カードに表記可能な文字数を超える場合（在留カードに表記可能な文字数はローマ字（いわゆるアルファベット26文字をいう。以下同じ。）で、最大104文字。）には、在留カードに表記可能な文字数等について説明の上、第9編の2第3章第3

節第1の1(2)ウに従い、氏名の調整を行う。

- a 申請本人が旅券を所持している場合は、旅券に記載されているローマ字氏名を記載させる。旅券にローマ字以外の文字が記載されている場合は、旅券身分事項頁のMRZに表記された2行情報のローマ字部分を参考にして氏名を記載させる（機械読取式旅券を所持していない場合には、第6編第2章第3節の2第2の2(2)から(4)までに従って記載させる。）。
- b 申請本人が旅券を取得していない場合は、提出する立証資料（可能な限り本国の公的機関が発行するもの）に記載されたローマ字氏名を記載させる。
- c 申請本人が旅券を取得していない場合で、立証資料にローマ字氏名の記載がない場合（後記dの場合を除く。）には、ローマ字氏名が分かる資料の追完を求める。
- d 申請本人が旅券の取得をしておらず、かつ、立証資料に漢字氏名のみ記載の場合で、中国等申請本人の国籍・地域において、公的資料で氏名に漢字が使用されているときは、当該立証資料に記載された漢字氏名を記載させる。

なお、ローマ字氏名によらず、漢字氏名によりF E I Sに登録するときは、カナの入力が必須であるので、外国人姓名漢字統一読み要領に留意し、正しく入力する。

③ 「出生地」及び「本国における住所地」

国名及び都市名を記載させる。この場合において、本国に住所を有しない者については、本国以外で通常居住する国（地域）名及び都市名を記載させる。

④ 「日本における連絡先」

本邦に申請本人が居住することを予定する住所がある場合には当該住所を、ない場合には招へい機関の所在地及び名称を記載させる。

⑤ 「旅券」

旅券の発給を受けている場合に記載させる。

（注）外国人旅券所持者についても記載させる。この場合、外国人旅券で発行国への再入国に期限のあるものを所持する者については、当該外国人旅券の有効期限を記載させた上で再入国期限を付記させる。

⑥ 「入国目的」

該当する入国目的に「レ」印を付させる。

⑦ 「同伴者の有無」

同伴者があるときは、申請本人との続柄及び人数を記載させる。

⑧ 「査証申請予定地」

申請本人が査証申請を行うことを予定している日本国大使館等の所在する都市名（例：ロンドン）を記載させる。ただし、申請予定地が不明な場合にあっては、申請本人が査証申請を行うことが見込まれる国名等を記載させる。

⑨ 「過去の出入国歴」

本邦に在留資格をもって出入国した経歴を有する場合には、その回数とともに直近の入出国年月日を記載させる。

⑩ 「犯罪を理由とする処分を受けたことの有無（日本国外におけるものを含む。）
※交通違反等による処分を含む。」

犯罪を理由とする処分を受けたことがある場合には、罪名及び処分内容等を具体的に記載させる。

「犯罪を理由とする処分」とは、刑事罰であるか行政罰であるかを問わず刑罰（拘禁刑（懲役、禁錮を含む。）、罰金、拘留及び科料）を指し、「処分を受けた」とは、刑の執行を受けたか刑の執行を猶予されたかを問わず、刑の言渡しを受けこれが確定したことをいう。

なお、「交通違反等による処分」とは、交通取締法等の行政取締法規に違反したことを理由に科される刑罰を指し、過料や交通反則通告制度に基づく反則金及び間接国税等の犯則事件に基づく通告処分などは含まれない。

⑪ 「申請人又は法定代理人若しくは入管法第7条の2第2項に規定する代理人」
実際に申請を行い又は申請取次者に申請書等の提出を依頼した申請本人、法定代理人又は入管法第7条の2第2項に規定する代理人について記載させる。

⑫ 申請人（代理人）の署名

前記⑪に係る申請人に署名させる。

⑬ 申請取次者等

申請取次者による申請の場合に必要な事項を記載させる。

(イ) 所属機関等作成用

① 「勤務先又は所属機関、代表者氏名の記名」

申請本人が所属する所属機関の代表者による氏名の記名が必要である。ただし、上場企業等一定の規模を有する企業等の場合で、事業部、人事部等が当該外国人の入国・在留手続を担当しているときは、当該部長等の記名とすることができる。

所属機関が教育機関である場合については、学長、学部長（留学センター等が留学生の在籍管理を行っている場合は当該センター長）等の記名が必要である。

なお、公立の小中学校に入学を希望する者に係る申請において、申請書（所属機関等作成用）を居住予定先の市町村の教育委員会の職員が作成した場合は、教育長等の記名とすることができる。

② 「雇用保険適用事業所番号」

雇用保険適用事業所設置届を提出した際に受け取る「雇用保険適用事業所設置届事業者控（適用事業所台帳）」等に記載されている事業所番号を記載させる。

なお、非該当事業所は記載させる必要はない。

③ 「業種」及び「職種」

就労資格について、「業種一覧」及び「職種一覧」の中から、主たる業種及び職種を選択し、その番号を記載させる。

なお、該当する在留資格ごとに選択できる番号が指定されているため、その中から選択させる。

④ 「活動内容詳細」

該当する在留資格に係る詳細な内容を記載させる。

なお、記載欄が不足する場合は、別紙（任意様式）を作成し、添付させる。

⑤ 「職業紹介事業者」又は「仲介業者又は仲介者」

在留資格「特定活動」等については、職業紹介事業者について記載させる。

また、在留資格「留学」については、全ての教育機関への留学予定者に対して、「仲介業者又は仲介者」を記載させる。

(ウ) 扶養者等作成用

「家族滞在」に係る代理人である「扶養者の在留資格認定証明書交付申請の代理人」は、扶養者と同時に在留資格認定証明書交付申請を行うときに加え、扶養者が既に本邦に入国・在留している場合であっても代理申請を行うことができ、この場合、扶養者等作成用1Rの「扶養者の署名」は、当該代理人が扶養者の通学先、勤務先又は所属機関名、代表者氏名を記名することとなる。

(エ) その他留意事項

① 記載事項に該当がない場合

空欄にすることなく、「なし」の記載を求める。

(注) 「～の場合に記入」とされている事項で、「～の場合」に該当しないなど、当然に記載の必要のない事項を除く。

(注) 在留資格「教育」における「稼働先」について、単に「〇〇教育委員会」と記載されていることが散見されるところ、稼働先が教育委員会であ

れば「教育」の在留資格は決定できないことから、実際に勤務する教育機関を明らかにするよう指導すること（稼働先が複数ある場合は、任意の別紙に記載させて差し支えない。）。なお、派遣会社との契約に基づく活動である場合、所属機関等作成用の記載項目は、「職務上の地位」や「給与・報酬」等、契約機関のみが把握可能な情報が含まれていることから、申請人と直接契約を結んでいる派遣会社が作成する。

② 所属機関等作成用及び扶養者等作成用における「法人番号」欄

勤務先等が法人である場合には、国税庁が法人に対して指定した法人番号を記載させる。

③ 記載事項の訂正及び未記載事項がある場合の対応

記載内容の訂正は、必ず申請書作成者が行う。また、未記載の事項がある場合、又は署名がない場合には、未記載の事項への記載、署名を求めることとなるが、このときも申請書作成者が行うこととなる。

ただし、誤字・日付の誤り等の軽微なものについては申請人に確認をした上で、誤っている部分は訂正することなく正しい内容を書き加え、また、公知の事実当該する事項や添付資料を含む客観的な資料等から事実関係が明らかである事項については申請人に確認をすることなく職権により正しい内容を書き加えて差し支えない。

なお、正しい内容を書き加えるに当たっては、当局において書き加えた事実が明らかとなるよう、朱書きの上、書き加えた部分を丸で囲むなどし、書き加えた日、申請人に確認した旨及び確認した日等を記載しなければならない（定型句についてはゴム印等を使用して差し支えない）。

また、所属機関の職員が申請に来訪している場合で、当該職員が所属機関等作成用の様式の未記載項目を記載するとき又は記載事項を訂正するときは、申請書作成者として記名している代表者でなくとも追記又は訂正させることとして差し支えない。

(注) 申請の際に、未記載の事項がある場合又は署名がない場合で、これらがなされないときは、原則として、申請を受付することができない。ただし、再度申請のために出頭することが人道上その他の事情により著しく困難である旨の申し立てがあった場合には、統括審査官等に受付の可否を確認する。

(注) 申請受付時において記載事項に訂正、削除等が必要であることが判明した場合において、当該申請を取り次いだ行政書士等が該当部分を特定し、その

付近の空白部分等に修正をした旨の表示があるときは、当該申請を受付して差し支えない。この場合、修正を施した申請書の写しを当該行政書士等に手交し、その申請書写しに「上記修正につき、事実相違ありません。」等の文言を付して申請人が署名した上で改めて提出させるものとする。

2 写真

提出する写真については施行規則別表第3の2に規定されており、次の条件を全て満たすものとする。

なお、申請書の写真添付欄に直接印刷された写真の提出も認められる。

(1) 写真のサイズ

縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

(2) 申請本人のみが撮影されたもの。

(3) 提出日前6か月以内に撮影されたもの。

(4) 写真の内寸（顔・頭部の位置）

施行規則別表第3の2に規定する写真の各寸法に適合するもの。（写真全体に対する顔の大きさ、中心位置、上部余白の各寸法）

(5) 無帽で正面を向いたもの。

宗教上又は医療上の理由により着用物がある場合、当該理由に係る陳述書（任意様式）を記載させること。

ただし、顔を覆う部分が大きく、同一人性の確認の妨げになるものは認めない。

(6) 背景（影を含む）がないもの。

宗教上の理由等により着用物がある場合、顔の上に影がないこと。

背景は無地（単色）であればよく、色は特に指定しない

(7) 鮮明であること。

写真の焦点があっていること、しみ、汚れ、ステープラーの針又は穴等がないこと、デジタルカメラで撮影されたものは写真の解像度が適切であること。

（注）出入国在留管理庁ホームページに掲載している申請用写真の見本・事例集を参照。

3 不適当な写真が提出された場合の措置

在留資格認定証明書交付申請において、前記2（1）から（7）までの要件に適合しない写真が提出された場合は、直ちに、受付担当官が申請人に対し、適正な写真の要件を示し、要件に適合する写真を提出しない限り、在留資格認定証明書は交付しない旨説明した上で、再度前記要件に適合する写真を提出するように指示する。

なお、後日写真を郵送で提出する場合には、新たな写真の裏面に氏名、申請番号を記入

するように案内する。

4 立証資料

(1) 立証資料の提出

ア 申請の受付に当たっては、施行規則別表第3に規定する立証資料の提出を求める（第12編「在留資格」参照）。

(注1) 扶養者と被扶養者が同時に申請する場合又は入国形態及び入国目的が同一である複数の者が同時に申請する場合において、立証資料の内容が共通すると認められるときは、申請本人の氏名を連記した資料各一部を提出することを認めて差し支えない。

(注2) 立証資料は、可能な範囲で日本工業規格A列4番による原本又は写しの提出を求める。

イ 過去の申請における資料の転用は次のとおりとする。

(ア) 過去の申請における資料を転用することを申請人又は招へい機関（者）が希望する場合には、過去のどの申請のどの資料を当該申請の資料として提出することを希望するのかを明らかにさせた願出書（参考様式1）の提出を求める。

資料の転用を希望する旨の書面の提出があった申請を受付した場合には、速やかに過去の申請から資料の特定を行い、当該資料の確認（真偽等の資料情報を含む。）ができ、かつ、転用することに問題がない場合には資料の提出を省略して審査する。ただし、当該資料の確認ができない場合又は転用することが適当でない場合には、速やかに提出期限を定めて追完資料の提出を求める。

なお、「特定技能」の在留資格における資料の転用については、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」に添付されている提出書類一覧・確認表をもって、願出書とする。

(イ) 原則として、転用を希望する資料が、申請日からさかのぼって1年以内に発行又は作成されている資料については、転用を認めて審査を行うものとするが、次に該当する資料については、それぞれ次に掲げるとおりとする。

① 有効期間が定められている資料

申請日において有効期間を経過していないこと。

② 本要領第12編に掲げる各在留資格の立証資料の項に別段の定め（「発行後3か月以内のもの」、「申請前5年以内に当該書類が提出されている場合は必要でない。」等）のある資料

申請日において要領に規定する期間を経過していないこと。

③ 在留資格認定証明書交付申請に係る写真

過去に提出されている写真の転用は認めない。

(注1) 申請人が資料の転用を希望する過去の申請については、その審査結果が不交付又は不許可であるか否かを問わない。

(注2) 本邦の公私の機関との雇用契約に基づく活動に係る在留資格認定証明書交付申請案件に関し、過去3年間にわたり当該機関に係る外国人の入国・在留諸申請において、不交付・不許可となったことがない機関、又は株式上場企業若しくはこれと同程度の規模を有する機関との契約に基づいて活動を行うことを目的とする案件については、提出を求める立証資料のうち雇用機関に関するものは、特に必要と認める場合を除き、過去1年以内に提出がなされ、かつ、内容に変更がない限り、願出書の提出がない場合であっても、過去に提出された資料により審査する。

ウ 提出資料が外国語で作成されている場合の取扱いは次のとおりとする。

提出資料が外国語により作成されている場合は、施行規則第62条の規定により訳文の添付を求めるが、当該資料が英文で作成されており、次のいずれかに該当する場合には訳文の提出を求めない。

(ア) 過去に訳文添付の上提出された資料と同一の資料

(イ) パンフレット等一般に英語で作成の上配布されている資料

(ウ) 在職証明書、卒業証明書、法人登記簿謄本、雇用契約書など定型的な文書であって、専門的知識を必要とする用語や内容を含まない資料

エ カテゴリーの判断

一部の在留資格については、所属機関等によりカテゴリー別に立証資料が異なっていることから、そのカテゴリーの判断については、次のとおりとする。

(ア) カテゴリー分けを証する文書については、所属機関等がいずれのカテゴリーに属するかを確認するため、その写しの提出を求める。ただし、所属機関等が公益法人、国、地方公共団体等でカテゴリーが明らかである場合は、その写しの提出を求めることを要しない。

(イ) カテゴリー分けの立証資料は第12編を参照のこと。

オ 海外の大学の卒業予定者に係る在留資格認定証明書交付申請の取扱い

海外の大学の卒業予定者について、次の要件を満たすものは、学歴要件に係る文書として卒業見込み証明書の提出があった場合、在留資格認定証明書交付申請を受け付けて差し支えない。

(ア) 対象者

本邦の企業等への就職が内定した海外の大学に在学する外国人学生であって、在学中の大学を卒業する前に就労資格に係る在留資格認定証明書交付申請を行う者のうち、次の①及び②の要件を満たす卒業見込証明書（注）を提出したもの（概ね1か月以内に卒業証明書を提出する旨誓約している場合に限る。）。

- ① 申請本人の卒業見込年月日が明示されていること
- ② 申請本人の履修・専攻科目が明示されていること

（注）当該申請本人が現在在籍している大学を卒業する見込みであることを証明する文書をいう。海外の大学の場合、卒業見込証明書に相当する文書としてどのようなものがあるのか必ずしも明らかでなく、また、発行の要件も明らかではないが、前記①及び②のいずれも満たすものに限り、本邦の大学発行に係る卒業見込証明書と同等の文書として取り扱うこととする。反対に、前記①及び②のいずれかに該当しないものは、本邦の大学が発行する卒業見込証明書と同等の文書とはいえず、本件取扱いの対象には入らない。

(イ) 取扱い

① 申請の受付

前記（ア）の対象者からの在留資格認定証明書交付申請時の学歴に係る立証資料については、卒業見込証明書の提出をもって受け付けて差し支えないこととする。

この場合、卒業証明書を申請の受付日から概ね1か月以内に提出することを誓約させるとともに、同期間内に卒業証明書の提出がなければ、大学卒業の事実が確認できない者として処分することとなる旨説明する。

② 審査

- i 学歴について、卒業見込みに係る教育機関が本邦の大学に相当するものであるか否かを確認する（第12編第2章第4を参照のこと。）。
- ii iにより本邦の大学に相当する教育機関であると確認された場合は、提出された卒業見込証明書を卒業証明書とみなして審査を行い、在留資格認定証明書交付の適否の判断を行う。

③ 処分

- i 前記②の審査の結果、交付相当と判断される場合は、卒業証明書の提出があるまで処分を保留する。
- ii 卒業証明書の提出があった場合には、当該証明書の内容を確認し、偽造の

疑いがある等の問題がなければ、交付処分として第4節により措置する。

なお、申請の受付から概ね1か月以内に卒業証明書の提出がなく、指導しても提出がないときは、大学卒業が確認できない者として処分する（注）。

（注）上陸基準省令に規定する一定年数の実務経験が許可要件とされている活動にあつては、当該実務経験を有すること等が認められない限り、これらの在留資格に係る上陸基準省令に適合しないものとして不交付処分することとなる。

（2）立証資料の追完

施行規則に定める立証資料を具備していない申請であっても、早期に追完が可能と判断される場合は、速やかに追完すべき旨指示した上で受付することができる。

（注1）追完資料の提出を求める場合は、資料提出通知書（別記第1号様式）により提出期限を定めて提出を求め、同通知書の写しを当該案件に編てつする。

（注2）資料の追完を求める場合は、審査上必要な範囲に限定する。

5 返信用封筒（定型封筒に宛先を明記の上、送付用の切手（簡易書留分）を貼付したものの）

申請人が出頭による在留資格認定証明書の交付を希望する場合は提出不要として差し支えない。

（注）提出資料の留意点

入国・在留審査における各種提出資料に係る留意点は次のとおり。

（1）「証する文書」と「明らかにする資料」の違い

「証する文書」とは、それが第三者的立場で作成されるなど社会通念に照らして客観性を有することが認められると判断できる文書をいい、必ずしも政府関係機関等の公的機関からの証明に限られるものではない。

一方、「明らかにする資料」は、申請人が自身で作成した資料や既存の資料でも足りる場合があるという点で「証する文書」とは異なる。

（2）提出することができない資料（証明書）の取扱い

各国の法制度が異なり提出できない資料がある場合において、資料を提出できない理由に合理性が認められ、かつ、それに代わる適当な資料の提出があるときは、当該資料をもって代えることができる。

第3 受付に伴う措置

1 申請書記載内容の点検

申請書の記載内容を点検し、不備がある場合は、申請人に補正させる。

(注) 前記第2の1を参照。

2 外国人出入国情報システム（以下、「FEIS」という。）への入力

(1) 申請書の区別に、申請受付番号、受付年月日、氏名、性別、国籍等必要事項をFEISへ入力するとともに、受付日ごとに進行管理簿（速報版）を出力する。

(2) 申請受付番号は、申請種類別に、申請を受付した順に暦年別一連番号とする。

(注) 申請受付番号は、地方局等又は出張所の記号、認定証明書の「認」の字、申請書の使用区分別記号、受付年（西暦下2桁）及び番号の順に付し、各記号は次のとおりとする。

ア 地方局等

地方局等にあつては、地方局文書取扱細則に定める文書記号の第2字目（審査部門が複数に分かれている地方局等にあつては、原則として第2字目及び第3字目）の文字

イ 出張所

原則として、文書取扱細則に定める文書記号の第2字目及び第3字目の文字を付す。

ウ 受付年月日は、申請を受付した年月日を西暦により入力する。

(申請受付番号の例)

東京出入国在留管理局	東労一認 I 1 2 - 1 2 3 4
東京出入国在留管理局横浜支局	横留認 N 1 2 - 1 2 3 4
東京出入国在留管理局宇都宮出張所	東宇認 T 1 2 - 1 2 3 4
広島出入国在留管理局	広認 R 1 2 - 1 2 3 4

3 受付票の交付

申請を受付したときは、その事実を申請人に対して明らかにするために、申請受付票（別記第3号様式）に所定事項を記入するとともに、適宜、受付庁名印又は入国審査官認証印を押印し交付する。

なお、多数の申請を一括して受付する場合（例えば、教育機関から多数の留学生に係る申請を受付する場合など）は、必ずしも申請受付票を交付する必要はないが、適宜の方法で、当該申請を受付したことが確認できるよう措置した上で受付する。

4 官用欄の記載

官用欄には、受付年月日、申請受付番号等を記載する。

5 地方局等への送付

申請を受付した出張所は、申請書等を地方局等に送付する（専決することとされている案件を除く。）。

第3節 審査

第1 審査の方式

申請を受付したときは、申請内容の信ぴょう性、在留資格該当性、基準省令に定める基準への適合性及び上陸拒否事由該当の有無を審査する。

1 基礎調査

[Redacted]

2 資料の追加提出を要する案件についての措置

- (1) 提出された立証資料だけでは在留資格該当性又は基準適合性の判断を行うことが困難である場合は、速やかに申請人又は申請取次者に対し文書により提出期限を定めて資料の追加提出を求める。

[Redacted]

(注) 資料の追加提出を求める場合の手続は、第2節第2の4(2)に準じる。

- (2) 提出期限までに資料の提出がない場合は、現に提出されている資料に基づき審査する。

3 実態調査

- (1) 立証資料・基礎調査等の審査により実態を把握する必要があると思料される案件については、実態調査を行う。
- (2) 実態調査を行ったときは、実態調査報告書(第11編別記第5号様式)を速やかに作成する。

第2 事案概要書の作成

1 作成

所要の審査を終了したときは、別記第4号様式又は別記第5号様式により、認定した事実及び第12編における審査上の留意点等を踏まえ、これに基づく措置方針を記載した事案概要書を作成する。

(注) ① [Redacted]

② [Redacted]

[Redacted]

2 記載上の留意事項

「留学」の在留資格及び「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格（一定の要件を満たす者のものに限る。第10編第2章第2節第2の3参照。）に係る事案概要書を作成する際は、在留資格認定証明書の交付の許否に併せて、出入国港において資格外活動許可申請がなされれば許可しても差し支えないか否かの意見を添えることとする。

その他の留意事項は、第10編第1章第3節第2の2参照。

第3 申請案件の移管

- 1 申請受付後に申請人が他の地方局等又は出張所の管轄又は分担する地域に転出した場合等申請を受付した地方局等又は出張所において審査を継続することが適当でない認められる場合には、申請人の転出先を管轄又は分担する地方局等又は出張所に当該案件を移管する（専決することとされている案件に限る。）。

（注）移管の場合には、移管年月日を電算入力するとともに、移管年月日及び移管先を進行管理簿（速報版）に記載する。

- 2 前記1により申請案件の移管を受けた地方局等又は出張所は、第2節第3の2に準じ、新たな申請番号をもって所定の事項を電算入力するほか、移管を受けた年月日及び移管元の地方局等又は出張所の名称を進行管理簿（速報版）の備考欄に記載する。
- 3 移管を受けた地方局等又は出張所においては、自庁において申請を受付した場合と同様に措置する。

第4節 処分

第1 交付

地方局等の長又は出張所の長は、次の要領により在留資格認定証明書（施行規則別記第6号の4様式）を作成した上、申請人又は申請取次者に郵送する。なお、申請人から希望があった場合は、出頭を求めて交付する（出張所の長にあっては、専決することとされている案件に限る。以下同じ。）。

- 1 番号は、申請受付番号と同一の番号を記入する。
- 2 写真欄には、申請本人の写真をFEISに取り込み印刷する。

3 特定活動の在留資格については、在留資格の欄に「特定活動」と記入するとともに、括弧書きで該当する告示の号数を次の例により記入する。

また、「定住者」の在留資格については、在留資格の欄に「定住者」と記入するとともに、括弧書きで該当する告示の号数及びイからホまでのいずれかの記号を次の例により記入する。

(例) 外交官の個人的使用人の場合 特定活動(告示一の一)(1年)

日系三世の未成年未婚の実子の場合 定住者(告示6号ハ)

4 「性別」については、旅券の性別欄の記載が「X」である場合、性別欄の選択表示「○」が印字されないようF E I S上の性別欄を「不詳」として入力する。また、備考欄には「旅券上の性別表記はXである」旨記載する。

5 「国籍・地域」欄には、国籍・地域を証明する文書を提示する者については、当該国籍・地域を記入し、国籍・地域を証明する文書の提示がない者については、原則として申請書に記載された国籍・地域を記入する。

6 「年月日」欄には、当該証明書の作成年月日を西暦で記入する。

7 「在留資格」欄には、在留資格及び在留期間を記入する。

8 その他在留資格認定証明書用紙に所要の記載を行う。

9 [Redacted]

(注) ① [Redacted]

② [Redacted]

- 10 「留学」の在留資格及び「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格（一定の要件を満たす者のものに限る。第10編第2章第2節第2の3参照。）に係る在留資格認定証明書を作成する際、同証明書の交付の許否に係る決裁に合わせ、出入国港で上陸許可に引き続いて資格外活動許可を与えることが適当であると判断したときは、特段の措置は執らない。

(注)

- 11 出入国港において新規に上陸許可を受けた留学生及び地方公共団体等と雇用契約を締結している者（「技能」の在留資格をもって在留する者にあつては、スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するものに限る。）は当該許可に引き続いて資格外活動許可の申請を行うことが可能となること等を所属機関に対して周知するため、「留学」の在留資格及び「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格（一定の要件を満たす者のものに限る。第10編第2章第2節第2の3参照。）に係る在留資格認定証明書を交付する際は、次の（1）から（4）までの事項を案内する。この場合において、案内する内容を盛り込んだ案内文書及び資格外活動許可申請書の様式（施行規則別記第29号の4様式又は別記第29号の4の2様式）を添付して交付することとして差し支えない。

- (1) 「留学」の在留資格及び「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格を決定された中長期在留者のうち上記の一定の要件を満たすものは、出入国港において、新規の上陸許可に引き続いて資格外活動許可を申請することができるので、対象者に周知すること。
- (2) 出入国港における資格外活動許可の申請は、添付の申請書（施行規則別記第29号の4様式又は別記第29号の4の2）をもって行うこととなり、同申請書の宛名は出入国

港を管轄する地方出入国在留管理局長となる（例：成田空港の場合は「東京出入国在留管理局長」、関西空港の場合は「大阪出入国在留管理局長」。）。なお、申請に係る活動の内容を明らかにする書類等の提出は必要ない。

(3) 出入国港における資格外活動許可の申請の手順については、当該出入国港の入国審査官等の指示に従うこと。

(4) 出入国港における資格外活動許可は、施行規則第19条第5項第1号又は第2号に規定する1週28時間以内等を条件等する包括的なものに限定される。

12 「特定技能」の在留資格に係る在留資格認定証明書を交付するに当たっては、同証明書の作成に合わせて、「特定技能1号」又は「特定技能2号」に定める活動を行うことができる本邦の公私の機関及び特定産業分野を指定する指定書（施行規則第31号の4様式）を作成し、当該指定書を在留資格認定証明書の裏面左上にステイプラーで留めた上、指定書と在留資格認定証明書を入国審査官認証印で割り印する。

なお、当該指定書は、上陸許可の際に入国審査官が入国審査官認証印を押印した上で、旅券にステイプラーで添付して交付することとなることから、指定書の表面には入国審査官認証印を押印しないこと。

13 在留資格認定証明書の作成に当たり誤記等が生じた場合は、当該証明書用紙を廃棄し、新たな用紙により在留資格認定証明書を作成する。

第2 不交付

地方局等の長又は出張所の長は、不交付とするときは、在留資格認定証明書不交付通知書（別記第6号様式）を作成した上、申請人に郵送する。なお、申請人から希望があった場合は、出頭を求めて交付する。

(注1) 不交付理由を記載するに当たっては、本編第4章「各種不利益処分の理由・内容の具体的記載」を参照する。

(注2) 在留資格認定証明書の性格上、入管法第7条第1項第2号に掲げる条件に適合しないときは、これを交付する余地はないが、案件によっては、在留資格認定証明書を交付することはできないものの、人道上その他の理由から査証協議の結果、査証が発給される場合もあるので、そのような事案については、関係者に対し、在留資格認定証明書の交付を受けられなくても在外公館において査証申請を行うことは可能である旨を説明する。

第3 終止

地方局等の長又は出張所の長は、次の場合には審査を終止する。

(注) 当該案件が本庁等に進達又は請訓中である場合は、当該終止について速やかに本庁

等に報告する。

1 申請人が申請を取り下げたとき

(注) 申請人から申請を取り下げたい旨の意思表示が行われた場合は、郵送又は出頭により、取下書(参考様式2、任意の様式でも可)の提出を求める。

2 申請本人が死亡したとき

第4 F E I Sへの入力

処分を行ったときは、F E I Sへ次の事項を入力する。

1 処分区分、処分年月日(郵送により取下書の提出があった場合は、地方出入国在留管理官署に書類が到達した日)、処分事由、在留資格・期間、在留目的

2 出頭交付若しくは出頭不交付通知、郵送交付若しくは郵送不交付通知又は終止の別

3 在留資格認定証明書若しくは在留資格認定証明書不交付通知書の交付(郵送)年月日又は終止決定年月日

第5節 在留資格認定証明書の再交付

地方局等の長又は出張所の長は、申請人から、申請本人の上陸申請前に有効期間内にある在留資格認定証明書をき損・汚損、紛失・滅失したとの申出があった場合は、次により措置する。

第1 再交付等の手順

き損・汚損の場合は、き損・汚損した在留資格認定証明書、再交付の申出書(任意様式)を提出させ、当初の交付番号、作成年月日により在留資格認定証明書を再交付する。

この場合、在留資格認定証明書の右肩に「再交付」と朱書きし、再交付年月日を記載する。

なお、紛失・滅失の場合は、第2節に定めるところにより新たな申請(再申請)を行わせる。ただし、立証資料は先の申請時に提出されたものを準用することができる。

第2 再交付後の処理

再交付を行ったときは、申出書を光ディスクに入力し、再交付の事実及び再交付年月日を進行管理簿(速報版)の備考欄に記載する。

第6節 在留資格認定証明書の取消し

第1 取消し事由

在留資格認定証明書の取消しは、在留資格認定証明書を交付した後、申請本人が交付の時点において当該申請につき入管法第7条第1項第2号又は同項第4号に掲げる条件に適合していないことが判明した場合に行う。

第2 取消し

1 在留資格認定証明書取消しの決定は、当該証明書を交付した地方局等の長又は出張所の長が行う。

2 取消しの手続

(1) 在留資格認定証明書の取消しは、次の要領により行う。

ア 申請人が当該在留資格認定証明書の交付を行った地方局等又は出張所の管轄又は分担する区域内にいるときは、当該処分庁が取消しを行う。

イ 申請人がアの区域外にいるときは、当該在留資格認定証明書の交付を行った地方局等の長又は出張所の長は、当該申請人の所在地等を管轄する地方局等又は出張所の長に申請本人の国籍、氏名、生年月日及び性別、当該在留資格認定証明書の交付年月日及び番号並びに取消し理由を記載した文書により依頼して取消しを行う。

この場合において、依頼に基づき取消し手続を執った地方局等又は出張所の長は、依頼を行った地方局等の長又は出張所の長に対しその旨を通知する。

ウ 申請人の所在地等が不明である等の理由により取消しの通知を行うことができない場合には、当該在留資格認定証明書の交付を行った地方局等又は出張所の長は、申請本人が入管法第6条第2項による上陸の申請を行うことが見込まれる地方局等又は出張所の長に対し取消しを依頼する。

エ 在留資格認定証明書の取消しを行うときは、在留資格認定証明書取消通知書（別記第7号様式）により申請人に通知し、出頭を求め、又は郵送により当該在留資格認定証明書を返納させる。

(2) 在留資格認定証明書を取り消したときは、進行管理簿（速報版）に取消し年月日及び取消理由を朱書きする。

(注) 取消しに係る資料は、光ディスクに入力する。

第3 在留資格認定証明書取消し後の不交付通知

在留資格認定証明書の取消し後の当該申請に対する処分通知については、処分の効力を処分時に遡って取り消す場合であっても、改めて不交付処分通知は行わない。

なお、取消し処分に当たっては、取消通知書にその理由を明記する。

第7節 団体用在留資格認定証明書

第1 団体用在留資格認定証明書の交付対象

次のいずれにも該当すること。

- 1 おおむね15名以上の外国人をもって構成される団体で、その構成員が同一の在外公館に対し査証申請を行い、かつ、同時に上陸の申請をすることが確実であるとして全構成員について同時に在留資格認定証明書の交付申請がなされたものであること

(注) 申請受付後、当該団体が各グループに分割された結果、15名未満になった場合にも団体用在留資格認定証明書を交付して差し支えない。

- 2 団体の全員が「興行」又は「研修」の在留資格に係る同一の活動で、次のいずれかに該当するものであること

(1) 在留資格「興行」

- ア バレエ等の舞踊
- イ オペラ、オペレッタ、ミュージカル
- ウ オーケストラ、コンサート
- エ サーカス
- オ スポーツ
- カ ファッションショー
- キ その他アからカまでに準ずると認められる活動

(2) 在留資格「研修」

- ア 研修期間が3月以内のもの
- イ 研修を事業として行う機関で特殊法人等の公的機関に準ずる機関が継続的に実施する研修に参加するもの

第2 団体用在留資格認定証明書の作成

団体用在留資格認定証明書（施行規則別記第6号の5様式）及びその別紙（施行規則別記第6号の6様式）の作成は、次の要領による。

- 1 番号欄には当該団体に係る申請受付番号のうち最も若いものを記入する。

(注) 申請受付の時点で団体用在留資格認定証明書を交付することが相当と判断される場合は、第2節第3に定めるところにより措置する。

- 2 写真は、あらかじめ申請人に対し裏面に氏名を記入の上提出させることとし、FEISに取り込んだ後は、散逸することのないよう適宜な方法で団体ごとに申請書とともに保管

する。

- 3 団体用在留資格認定証明書の別紙記入後の余白には斜線を記入する。
- 4 団体用在留資格認定証明書の上部と、代表者の申請書官用欄との間に契印し、団体用在留資格認定証明書と別紙の上部2か所をステイプラーで編てつの上、同証明書裏面と別紙上部とを入国審査官認証印により契印する。

(注) 別紙が複数ある場合は、各葉に契印する。

- 5 団体用在留資格認定証明書を作成した場合は、その写しを作成し、申請書類とともに当該団体ごとに保管する。

第3 団体用在留資格認定証明書の再交付

地方局等の長又は出張所の長は、申請人から紛失・滅失又はき損・汚損を理由に有効期間内にある団体用在留資格認定証明書の再交付等の申出があった場合は、第5節のとおり措置する。

ただし、この場合において、写真の提出は要しない。

第4 団体用在留資格認定証明書の別紙に記載された者のうち一部の者について取消しを行う場合の取扱い

- 1 団体用在留資格認定証明書の別紙に記載された者のうち、その一部の者について同証明書の交付の取消しを行うときは、在留資格認定証明書取消通知書（別記第7号様式）により申請人に通知し、当該証明書を速やかに返納させる。
- 2 返納された団体用在留資格認定証明書の取り消された申請本人の部分を朱線によって削除し、削除した箇所に処分庁名印又は入国審査官認証印を押なつた上申請人に返還する。

(注) 団体用在留資格認定証明書の右上部欄外に当該取消しを受けた申請人の番号、取消年月日及び取消事実を朱書きする。

第5 団体からの分離

- 1 交付後、申請人から、団体の構成員の中に疾病その他やむを得ない事情により他の構成員と同時に上陸の申請ができないことを理由に団体から分離の申し出があった場合において、地方局等の長又は出張所の長が適当と判断したときは、同時に上陸の申請ができない者を団体から分離することができる。

(注) 分離の結果、団体構成員数が15名未満となっても他の構成員についてはなお団体用在留資格認定証明書事案として取り扱い、分離した者を朱線によって削除し、削除した箇所に処分庁名印又は入国審査官認証印を押なつた上で、削除年月日を朱書きする。

この場合においては、分離した者に対する在留資格認定証明書は、次により作成する。

- ① 証明書用紙は、個人用の在留資格認定証明書（施行規則別記第6号の4様式）を使

用する。

- ② 日付は分離前の団体用在留資格認定証明書と同一のものとする。
- ③ 写真は、FEISに取り込んだ写真を印刷する。

2 交付後、申請人から、団体の構成員の中に疾病その他の事情により入国をとりやめるとの申出があった場合は、団体用在留資格認定証明書を提出させ、当該入国をとりやめた申請本人の部分を朱線によって削除し、削除した箇所に処分庁名印又は入国審査官認証印を押なつた上で、申請人に返還する。

(注) 団体用在留資格認定証明書の右上部欄外に当該取下げをした申請人の番号、取下げ年月日及び「取下げ」を朱書きする。

第8節 記録の保管等

第1 保管する資料

保管する資料は、申請書、在留資格認定証明書交付申請の審査の過程において作成又は受付した書類等在留関係の審査に参考になるものとする。

第2 記録の取扱い

1 作成

申請書等保管する資料については、光ディスクに入力することにより記録を作成する。

2 保管・廃棄

(1) 光ディスクへ入力された記録は、別途指示するまでの間保管する。

(2) 光ディスクへの入力を終えた申請書等の原本については、廃棄する。 [REDACTED]

ア [REDACTED]

イ [REDACTED]

第3 返信用封筒の取扱い

申請人が出頭して在留資格認定証明書の交付を受けたこと等により、第2節第2の3により提出を受けた郵便切手を貼付した返信用封筒を使用しなかった場合には、申請人に返却することとする。この場合において、申請代理人の所属する会社の倒産、住所移転等による送付先の不明等により返却ができない場合には、台帳を作成するなどして記録した上で保存する。

第4 在留資格認定証明書に誤記を発見した場合の在外公館の取扱い

1 在外公館において在留資格認定証明書の記載内容に疑義を発見した場合、在外公館は外

務省外国人課に照会し、照会内容の確認を本庁（在留管理支援部在留管理課）に依頼する。
本庁においては、確認結果を外務省外国人課に回答し、在外公館に転報する。

- 2 1により在留資格認定証明書に誤記が確認された場合、在外公館は当該項目を訂正し、訂正箇所にシールプレスをする。更に在留資格認定証明書裏面又は余白に訂正事実を記載し、査証用シールスタンプを押すこととしている。

第3章 査証事前協議事務

第1節 受 付

第1 受付

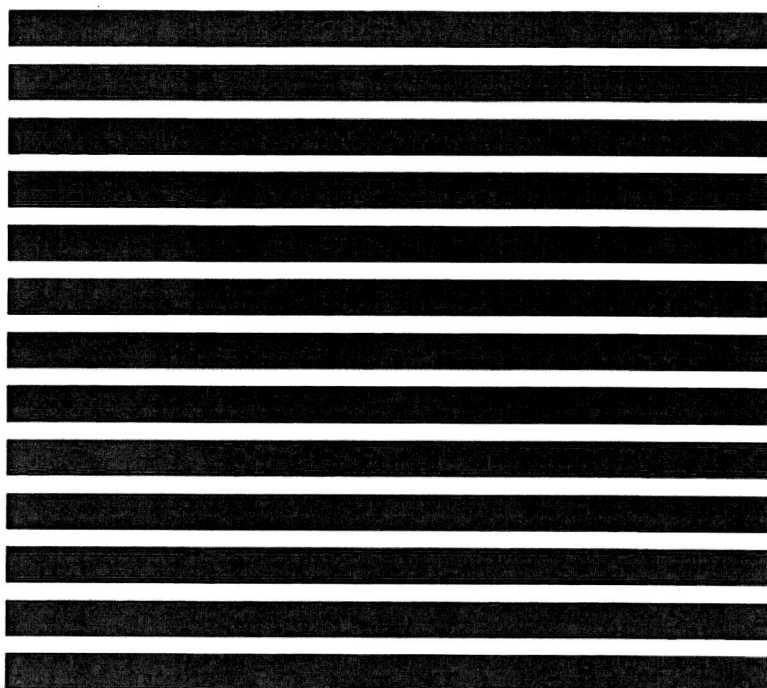
地方局等の長又は出張所の長は、本庁から査証事前協議事務に係る指示を受けたときは、受付に伴う措置等を行った上、審査を開始する。

第2 受付に伴う措置

1 FEISへの入力

本庁から指示文書の送付を受けたときは、氏名、性別、国籍・地域、協議番号（クリアランス番号）等の必要事項を電算入力する。

(参考)



2 審査資料の点検

査証申請書のほか、在留資格・在留期間の決定の立証資料の項に掲げる書類の提出がなされているか否かの点検を行い、提出書類の不備があるときは、関係者に対し第2章第2節第2の4（2）に準じて不足書類の提出を求める。

第2節 審査

第1 審査の方式

審査は、第2章第3節に準じて行う。

第2 進達

1 [Redacted]

2 [Redacted]

第3 上陸のための条件に適合していない者に係る査証事前協議終了者の取扱い

1 [Redacted]

(注) [Redacted]

2 [Redacted]

第3節 在留資格・在留期間の決定

在留資格及び在留期間は、第12編「在留資格」に基づき決定する。

第4節 審査終了後の措置

第1 審査結果の回答

- 1 [Redacted]

- 2 [Redacted]

第2 FEISへの入力

専決案件の報告又は進達を行ったときは、FEISに審査結果を電算入力する。

(注) 前記第1の2により本庁から意見書の写しが送付されたときは、当該決定に基づき入力項目を修正する。

第5節 記録の保管

査証事前協議に係る審査を終了したときは、第2章第8節に準じて記録を保管する。

第4章 各種不利益処分の理由・内容の具体的記載

第1節 留意事項等

第1 不利益処分の理由としては、適合しない許可又は交付の要件とその根拠となる事実を記載する。

第2 根拠となる事実は、事案により異なるものであるところ、本記載例にないものについては、本記載例と同程度の具体性をもって記載する。

第3 根拠となる事実が複数ある場合には、判明している事実をすべて記載する。

(注)

第4

第2節 不交付理由の記載例

第1 在留資格該当性によるもの

(適合しない要件)

申請に係る活動が「〇〇」の在留資格に係る出入国管理及び難民認定法別表第〇の下欄に定められている（身分又は地位を有する者としての）活動に該当するとは認められません。

The activities stated in the application are deemed not to come under the activities of residence () stipulated in the lower column of the Immigration Control and Refugee Recognition Act attached table.

(根拠となる事実)

1 「宗教」 派遣機関が外国の宗教団体とは認められません。

The dispatching organization is deemed not to be a foreign religious organization.

- 2 「報道」 申請に係る活動は、報道上の活動とは認められません。

The activities stated in the application are deemed not to be journalist activities.

- 3 「経営・管理」

行おうとする事業を行うために必要な設備が整っているとは認められません。

The equipment required to start the business is deemed not to be sufficiently ready.

- 4 「技術・人文知識・国際業務」

ア 従事しようとする業務が、自然科学の分野若しくは人文科学の分野に属する知識を必要とする業務、外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務のいずれにも該当するとは認められません。

The activities to be conducted are deemed not to require knowledge in natural science or humanities or thoughts or sensitivities based on a foundation of foreign culture.

イ 従事しようとする業務は、他の在留資格（教育）に該当する活動であると認められ、かつ同在留資格に係る、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の法別表第一の二の表の教育の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第1号イに適合しません。

The activities to be conducted are deemed to come under a different status of residence (Instructor), but the applicant does not meet the criteria provided for under No. 1-b for the status of residence "Instructor" stipulated in the Ministerial Ordinance to Provide for Criteria Pursuant to Article 7, Paragraph 1 (2) of the Immigration Control and Refugee Recognition Act.

- 5 「企業内転勤」

ア 本邦に事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員とは認められません。

The applicant is deemed not to be an employee of a business office of a private or public organization in a foreign country, which has a business office in Japan.

イ 転勤先が「本邦にある事業所」であるとは認められません。

The office to which the applicant is being transferred is deemed not to be a business office in Japan, which has been established by the private or public organization to which he or she belongs.

ウ 「期間を定めて」転勤するとは認められません。

The applicant is deemed not to be transferring for a "fixed period of time."

エ 本邦にある事業所に転勤するとは認められません。

The applicant is deemed not to be transferring to a business office in Japan.

6 「介護」

ア 介護福祉士の資格を有しているとは認められません。

イ 従事しようとする業務が介護又は介護の指導を行う業務に該当するとは認められません。

7 「興行」

ア 申請に係る活動は興行に係る活動又はその他の芸能活動のいずれにも該当するとは認められません。

The activities stated in the application are deemed not to be performance activities or other entertainment activities.

イ 出演先は、「興行」に係る活動を行うことができる設備を有しているとは認められません。

The facility at which the applicant's performance is to take place is deemed not to have the equipment needed to conduct the activities of "entertainment."

ウ 招へい機関の過去の活動状況からみて本邦において行おうとする活動が興行に係る活動又はその他の芸能活動とは認められません。

Judging from the past records of the activities of the inviting organization, the activities to be performed in Japan are deemed not to be performance or entertainment activities.

エ 出演先の過去の活動状況からみて本邦において行おうとする活動を行うことが主たる活動であるとは認められません。

Judging from the past records of the activities of the facility at which the applicant's performance is to take place,

the purported activities to be conducted in Japan are deemed not to be the main activities to be conducted.

- 8 「技能」 従事しようとする業務は、熟練した技能を要する業務とは認められません。

The activities to be conducted are deemed not to require sophisticated skills.

- 9 「特定技能1号」 従事しようとする業務は、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務とは認められません。

The activity the applicant is to engage in is deemed not to be an activity necessitating skills that require the considerable amount of knowledge or experience in the specified industrial field.

- 10 「特定技能2号」 従事しようとする業務は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務とは認められません。

The activity the applicant is to engage in is deemed not to be an activity necessitating proficient skills in the specified industrial field.

- 11 「技能実習1号イ」「技能実習1号ロ」

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事するものであるとは認められません。

- 12 「技能実習2号イ」「技能実習2号ロ」「技能実習3号イ」「技能実習3号ロ」

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画に基づいて、技能等に係る業務に従事するものであるとは認められません。

- 13 「文化活動」 申請に係る活動は、学術上の活動、芸術上の活動、我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い又は専門家の指導を受けてこれを修得する活動のいずれにも該当するとは認められません。

The activities stated in the application are deemed not to come under academic activities, artistic activities, specific studies on Japanese culture or arts, or activities to acquire

- 14 「留学」 *Japanese culture or arts under the guidance of experts.*
過去の出入国歴・経歴（学歴を含む。）からみて、大学等の教育機関において教育を受けることが主たる活動とは認められません。

Judging from the past entry and departure records and personal history (including academic records), study at an educational institution such as a university is deemed not to be the main purpose of activity.

- 15 「研修」 ア 受入れ機関の過去の研修生受入状況からみて、提出された研修計画に従って研修が実施されるとは認められません。

Judging from the past records of the organization's acceptance of trainees, training is not recognized as being conducted in accordance with the submitted training program.

- イ 過去の出入国歴から、本邦において研修を受けることが主たる目的とは認められません。

Judging from the past entry and departure records of the applicant, the undergoing of training in Japan is deemed not to be the main purpose of activity.

- 16 その他の記載例

- ア 本邦に上陸しようとする外国人が本邦において行おうとする活動は、「〇〇」の在留資格について法務大臣があらかじめ告示をもって定めた活動（地位を有する者としての活動）とは認められません。

The activities in which the applicant intends to engage in Japan are not activities / activities based on the personal relationship or status designated by the Minister of Justice in the Official Gazette as regards the status of residence().

- イ (〇〇) からみて、本邦で安定的・継続的に「〇〇」の在留資格に該当する活動を行うものとは認められません。

(注) () 内には、報酬、芸術の実績、投資に係る資産等を記入する。

Judging from (), there are grounds for suspicion that the applicant will not engage in activities under the status of residence () in a stable and continuous manner in Japan.

(適合しない要件)

申請に係る活動が虚偽のものでないとは認められません。

The activities stated in the application are deemed not to be bona fide.

(根拠となる事実)

- 1 本邦に上陸しようとする外国人の過去の入国・在留状況から申請内容に信ぴょう性があるとは認められません。

Judging from the past records of entry, departure and stay of the applicant, the statements in the application are deemed not to be credible.

- 2 提出資料の記載内容(〇〇)に矛盾が認められ、申請内容に信ぴょう性があるとは認められません。

(注) () 内には、具体的な記載内容を記入する。

Due to the inconsistencies in the statements in the submitted materials (), the contents of the application are deemed not to be credible.

- 3 提出資料(〇〇)の信ぴょう性に疑義が認められ、申請内容に信ぴょう性があるとは認められません。

(注) () 内には、具体的な提出資料名を記入する。

The authenticity of the submitted materials () is in doubt, and the contents of the application are deemed not to be credible.

第2 上陸許可基準適合性によるもの

「〇〇」の在留資格に係る出入国管理及び難民認定法の第7条第1項第2号の基準を定める省令の定める基準第〇号〇に適合するとは認められません。

The applicant is deemed not to meet the criteria provided for under No. () for the status of residence () stipulated in the Ministerial Ordinance to Provide for Criteria Pursuant to Article 7, Paragraph 1(2) of the Immigration Control and Refugee Recognition Act.

該当する基準を列挙し又は同基準の写しを添付する。これらによっても不明瞭である場合は、各在留資格について、次の具体例を記載する。

- 1 「経営・管理」(1) 事業所として使用する施設は個人の住居用のものであり、設備、使用状況からみても本邦に事業所が確保されているとは認められません。

Since the facility to be used is deemed to be a

residential dwelling and judging from the equipment and use, the requirement that an office in Japan be established is not recognized as having been fulfilled.

- (2) 在職中の職員は(〇〇)であり、常勤職員2名以上が従事して営まれている規模のものとは認められません。また、資本金の額又は出資の総額が500万円以上であるとも認められません。

(注) () 内には、「〇名は非常勤」等を記入する。

The employee(s) currently employed by the business concerned is/are (), and therefore the requirement that the business must be maintained on such a scale that a minimum of two full-time employees are employed is not recognized as having been fulfilled. Moreover, an investment of 5 million yen or more is deemed not to have been made, the required minimum capital or total amount of investment of 5 million yen or more is not deemed to have been made.

- (3) 申請に係る本邦において行おうとする活動は事業の管理に従事するものと認められるところ、事業の経営又は管理について3年以上の経験があるとは認められません。

The intended activity stated in the application to engage in management of business has been recognized, but it has not been established that the applicant has at least three years' experience in the operation or management of business.

- 2 「医療」 活動を行おうとする機関は、医療機関(又は薬局)とは認められません。

The institution at which the applicant intends to work is deemed not to be a medical institution/pharmacy.

- 3 「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」

- (1) 報酬は(〇〇)であり、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上とは認められません。

(注) () 内には、具体的金額を記入する。

The amount of remuneration is (), which is deemed not to be an amount equal to or more than a Japanese national would receive for comparable work.

- (2) 従事しようとする業務について、これに必要な技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けているとは認められません。

The applicant is not recognized as having graduated from a university or an equivalent institution with a major in a subject related to skills or knowledge necessary for the proposed activities.

- (3) 従事しようとする業務について、10年以上の実務経験を有しているとは認められません。

The applicant is deemed not to have at least 10 years' experience in the proposed activities.

4 「興行」

- (1) 2年以上の外国における経験を有するものとは認められません。

The applicant is deemed not to have at least two years' experience abroad in the types of performance in which he or she intends to engage.

- (2) 出演する施設は、風営法に規定する営業を営む施設であるところ、専ら客の接待に従事する従業員が5名以上いるとは認められません。

The facility at which the proposed performance is to takeplace has been recognized as being regulated by the Law on Business Relating to Public Morals, but it does not employ a minimum of five employees whose duties are primarily waiting on customers.

5 「技能」

- (1) 料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国において特殊なものについての実務経験を有しているとは認められません。

The applicant is deemed not to have practical experience for skills in foreign cooking or preparation of food originating abroad.

- (2) 実務経験を10年以上有するとは認められません。

The applicant is deemed not to have at least 10 years' practical experience.

- 6 「特定技能1号」 (1) 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが証明されているとは認められません。

The applicant is deemed not to have proven that he/she has the skills that require a considerable amount of knowledge or experience, which are necessary for the activity the applicant is to engage in.

- (2) 「技能実習2号」において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性があるとは認められず、従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していること並びに本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが証明されているとは認められません。

The skills acquired in "Technical Intern Training (ii)" are deemed not to be correlated to the skills required in the activity which the applicant is to engage in, and the applicant is deemed not to have proven that he/she has the skills that require a considerable amount of knowledge or experience, which are necessary for the activity the applicant is to engage in, or that he/she has the Japanese language skills necessary for living in Japan and the Japanese language skills necessary for the activity that he/she is to engage in.

- (3) 「技能実習2号」を良好に修了しているものとは認められず、従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していること並びに本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが証明されていません。

The applicant is deemed not to have successfully completed "Technical Intern Training (ii)", and not to have proven that he/she has the skills that require a considerable amount of knowledge or experience, which are necessary for the activity the applicant is to engage in, or that he/she has the Japanese language skills necessary for living in Japan

and the Japanese language skills necessary for the activity that he/she is to engage in.

- (4) 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが証明されているとは認められません。

The applicant is deemed not to have proven that he/she has the Japanese language skills necessary for living in Japan and the Japanese language skills necessary for the activity that he/she is to engage in.

- (5) 「特定技能1号」の在留資格をもって在留した期間が通算して5年を超えているため認められません。

The applicant's period of stay with the status of residence of "Specified Skilled Worker (i)" is deemed to have reached the cumulative amount of 5 years.

- (6) () において遵守すべき手続を経ているとは認められません。

The applicant is deemed not have followed the procedures which need to be complied with in ().

(注) () 内には申請本人が国籍又は住所を有する国又は地域を記入する。

- 7 「特定技能2号」 (1) 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有しているとは認められません。

The applicant is deemed not to have the proficient skills required for the activity he/she is to engage in.

- (2) () において遵守すべき手続を経ているとは認められません。

The applicant is deemed not to have followed the procedures which need to be complied with in ().

(注) () 内には申請本人が国籍又は住所を有する国又は地域を記入する。

- 8 「技能実習」 技能実習法第8条第1項の規定に基づいて技能実習計画の認定を受けているものとは認められません。

- 9 「留学」

- (1) 生活費用を支弁するための十分な資産、奨学金その他の手段を有

しているとは認められません。

The applicant is deemed not to have sufficient funds, a scholarship, or other means of support to meet expenses while in Japan.

- (2) 経費を支弁しようとする者の(〇〇)からみて、確実な経費の支弁手段を有するとは認められません。

(注) (〇〇)には、所得のほか、本邦に上陸しようとする外国人との関係、過去の他の留学生への経費支弁状況等を記入する。

Judging from the (income/the relationship with the applicant/the past records of paying for the expenses of other students) of the person stated as paying for the applicant's expenses, it is not recognized that the expenses will be paid.

10 「研修」

- (1) 修得しようとする技術、技能又は知識が同一の作業の反復のみによつては修得できないものとは認められません。

It is not recognized that the technology, skills and/or knowledge which the applicant intends to acquire cannot be acquired through repetition of the same kind of work.

- (2) 帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事することが予定されているとは認められません。

The applicant is not recognized as being scheduled, after return to his or her home country, to work in a job that requires the technology, skills and/or knowledge acquired in Japan.

- (3) 修得しようとする技術、技能又は知識が、住所を有する地域において修得することが不可能又は困難なものであるものとは認められません。

The technology, skills or knowledge to be acquired in Japan is not recognized as being impossible or difficult to acquire in the country in which the applicant resides.

11 「家族滞在」 「〇〇」の在留資格をもって在留する者の扶養を受けて生活するとは

認められません。

It is not recognized that the applicant will live in Japan as a dependent of the person residing in Japan with the status of residence ().

第3 特定技能基準省令適合性によるもの

本邦に上陸しようとする外国人は、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第○条第○項第○号に適合するとは認められません。

該当する基準を列挙し又は同基準の写しを添付する。(これらによっても不明瞭である場合は、次の具体例を記載する。)

- (1) 所定労働時間が () であり、所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であるとは認められません。

The prescribed working hours are (), and they are deemed not to be equivalent to the prescribed working hours of regular workers employed by the organization of affiliation.

(注) () 内には、具体的時間数を記入する。

- (2) 報酬が (○○) であり、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上とは認められません。

The amount of remuneration is (), which is deemed not to be an amount equal to or more than a Japanese national would receive for comparable work.

(注) () 内には、具体的金額を記入する。

- (3) 所属機関の () からみて、事業を安定的に継続し、特定技能雇用契約を確実に履行し得る財政的基盤を有しているとは認められません。

Judging from the () of the organization of affiliation, the organization of affiliation is deemed not to have the necessary financial base to ensure stable continuation of the business, and reliable performance of the employment contract for specified skilled workers.

- (4) 特定技能所属機関が、労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守しているとは認められません。

The organization of affiliation of specified skilled workers is deemed not to have

complied with the provisions of laws related to labor, social insurance and tax.

第4 上陸拒否事由に該当するもの

本邦に上陸しようとする外国人は、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第○号に定める上陸拒否事由に該当しています。

The applicant falls under one of the items of denial of landing stipulated in Article 5, Paragraph 1(O) of the Immigration Control and Refugee Recognition Act.

入管法第5条第1項の写しを添付する。

第5章 別表

出張所分担区域

令和6年4月1日現在

1 東京出入国在留管理局

出張所	分 担 区 域	
	在留審査、在留カード	認定証明書
立 川	東京都、神奈川県相模原市、山梨県	同 左
さいたま	埼玉県	同 左
千 葉	千葉県、茨城県	同 左
松 戸	千葉県、茨城県 東京都荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	同 左
水 戸	茨城県、栃木県	同 左
宇 都 宮	栃木県、茨城県、群馬県	同 左
高 崎	群馬県、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県	同 左
長 野	長野県、新潟県	同 左
新 潟	新潟県	同 左
甲 府	山梨県、長野県	同 左

○ 横浜支局

出張所	分 担 区 域	
	在留審査、在留カード	認定証明書
川 崎	神奈川県 東京都町田市、狛江市、多摩市、稲城市	同 左

2 大阪出入国在留管理局

出張所	分 担 区 域	
	在留審査、在留カード	認定証明書
京 都	京都府、滋賀県	同 左
舞 鶴 港	京都府、兵庫県	同 左
奈 良	奈良県、和歌山県	同 左

和歌山	和歌山県、奈良県	同左
大津	滋賀県、京都府	同左

○ 神戸支局

出張所	分担区域	
	在留審査、在留カード	認定証明書
姫路港	兵庫県	同左

3 名古屋出入国在留管理局

出張所	分担区域	
	在留審査、在留カード	認定証明書
豊橋港	愛知県	同左
四日市港	三重県	同左
浜松	静岡県	同左
静岡	静岡県	同左
福井	福井県、石川県	同左
富山	富山県、岐阜県	同左
金沢	石川県、富山県	同左
岐阜	岐阜県	同左

4 広島出入国在留管理局

出張所	分担区域	
	在留審査、在留カード	認定証明書
福山	広島県、岡山県	同左
下関	山口県、島根県	同左
周南	山口県、島根県、広島県	同左
岡山	岡山県、鳥取県	同左
境港	鳥取県、島根県	同左
松江	島根県、鳥取県	同左

境 港	鳥取県、島根県	同 左
松 江	島根県、鳥取県	同 左

5 福岡出入国在留管理局

出張所	分 担 区 域	
	在留審査、在留カード	認定証明書
北九州	福岡県、大分県	同 左
佐 賀	佐賀県、福岡県、長崎県	同 左
長 崎	長崎県、佐賀県	同 左
対 馬	長崎県	同 左
大 分	大分県、熊本県、宮崎県	同 左
熊 本	熊本県、福岡県、大分県、宮崎県	同 左
鹿 児 島	鹿児島県、熊本県、宮崎県	同 左
宮 崎	宮崎県、熊本県	同 左

○ 那覇支局

出張所	分 担 区 域	
	在留審査、在留カード	認定証明書
嘉手納	沖縄県	同 左
宮古島	沖縄県宮古島市、宮古郡	同 左
石垣港	沖縄県石垣市、八重山郡	同 左

6 仙台出入国在留管理局

出張所	分 担 区 域	
	在留審査、在留カード	認定証明書
郡 山	福島県、山形県	同 左
酒 田 港	山形県、秋田県	同 左
盛 岡	岩手県、青森県、秋田県	同 左
秋 田	秋田県、青森県、岩手県、山形県	同 左
青 森	青森県、秋田県、岩手県	同 左

7 札幌出入国在留管理局

出張所	分担区域	
	在留審査、在留カード	認定証明書
旭川	北海道	同左
函館港	北海道	同左
釧路港	北海道	同左
千歳苫小牧	北海道	同左
稚内港	北海道	同左

8 高松出入国在留管理局

出張所	分担区域	
	在留審査、在留カード	認定証明書
松山	愛媛県、高知県	同左
小松島港	徳島県、香川県、高知県	同左
高知	高知県、徳島県	同左

第6章 様式

別記第1号様式	資料提出通知書
別記第2号様式	(削除)
別記第3号様式	申請受付票
別記第4号様式	事案概要書(簡易)
別記第5号様式	事案概要書
別記第6号様式	在留資格認定証明書不交付通知書
別記第7号様式	在留資格認定証明書取消通知書
別記第8号様式	(削除)
別記第9号様式	入国事前審査結果回答書
参考様式1	願出書
参考様式2	取下書

別記第1号様式

資料提出通知書

年 月 日

殿

あなたの 申請（番号 ）に関し、審査資料として下記の書類が必要です
ので 月 日までに本状とともに送付又は御持参下さい。

記

1

2

3

4

5

提出先 出入国在留管理局
審査部門

担当者（ ）

電話（ ）

注意：請求された資料を上記期日までに提出されないときは、特別の事情があると認め
た場合を除き、現に提出された資料によって許否を決定します。

NOTICE

Date: _____

To: _____

In reference to your application (No. _____), please send or bring the following documents and certificates with this sheet to our office without fail by _____.

1

2

3

4

5

Destination:

Division of

Regional Immigration Bureau

Officer in charge (_____)

Phone:

Note: Should you fail to submit the above requested documents, certificates, etc., by the date specified above, unless there are extenuating circumstances your application will be considered only with reference to the documents which you have already submitted.

別記第3号様式

申 請 受 付 票	
	年 月 日
	番 号
氏 名	
出入国在留管理局	審査部門 支局・出張所

別記第4号様式

法7-1-1 適合性	適□, 不適□ ()	
法7-1-4 適合性	適□, 不適□ (法5-1-() 該当)	
法7-1-2 適合性	虚偽性	有□, 無□ ()
	在留資格該当性	有□, 無□
	基準適合性	有□, 無□
法7-1-3 適合性	適□, 不適□	
	<input type="checkbox"/> 法7-1-2に掲げる条件に適合し証明書交付相当 在留資格 (特定活動の概要) 在留期間 _____	
	<input type="checkbox"/> 証明書不交付相当 理由 _____	
	<input type="checkbox"/> 終止相当 理由 _____	
	年 月 日	

別記第5号様式

年 月 日 管 第 号

事案概要書 (請訓)

----- 出入国在留管理局長 -----

申請番号 -----

局 長		次 長		首席審査官		統括審査官	
適	不	適	不	適	不	適	不

（そ同興研勉商
用
の
就
）他居行修学職

国籍 ・地域		氏 名		性別 年齢	男・女 歳
-----------	--	--------	--	----------	----------

意見	交付	在留資格		滞在予定期間			
	不交付	理由					
(請訓理由)							
記 事	-----						

意見 記 載 欄	担当意見						
	統括審査官	適	不	終	首席審査官	適	不

別記第6号様式

年 月 日	
在 留 資 格 認 定 証 明 書 不 交 付 通 知 書	
_____ 殿	
国籍・地域	氏 名
(年 月 日付け, 申請番号	第 一 号)
あなたの(上記の者に係る)在留資格認定証明書交付申請については、下記の理由により、下記の要件に適合しないことから不交付と決定したので、通知します。	
記	
(適合しない要件)	
(根拠となる事実)	
_____ 出入国在留管理局長 ㊟	
連絡先	出入国在留管理局
(電話番号	—)

NOTICE

Date : _____

To : _____

Nationality / Region : _____

Name : _____

This is to inform you that the application for the Certificate of Eligibility submitted on behalf of the above mentioned person (dated _____, application no. _____) has been denied because the requirements stated below have not been met for the following reasons.

Requirements :

Reasons :

Chief of the Immigration Bureau

Contact : Regional Immigration Bureau

Tel.

別記第7号様式

年 月 日

在留資格認定証明書取消通知書
NOTICE OF CANCELLATION

殿

- | | | | | | |
|---|-------------------------------|-----------|------------|----------|--------------------|
| 1 | 氏名
Name | Last | First | Middle | 男 Male
女 Female |
| 2 | 生年月日
Date of Birth | 年
Year | 月
Month | 日
Day | |
| 3 | 国籍・地域
Nationality / Region | | | | |

あなたに交付した在留資格認定証明書を下記の理由により取り消したので、通知します。
It is hereby notified that the Certificate of Eligibility issued to you is cancelled.

理 由
Reasons

出入国在留管理局長

㊟

Director General of the

Regional Immigration Services Bureau

別記第9号様式

管〇〇〇第〇〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

外務省領事局外国人課長 殿

〇〇出入国在留管理局長 印

入国事前審査結果回答

〇〇(国名)人〇〇〇〇(氏名)ほか〇〇名(協議番号〇〇-〇〇〇〇〇〇)に係る入国事前審査の結果, 別紙記載の内容の結論に達したので回答します。

別記第9号様式・別紙1

区分（適当・法別表第1の2の表関係）

	協議番号	国籍・地域	氏名	在留資格・期間
1	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
2	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
3	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
4	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■

■件 ■名 ※■■■■

(注) 区分（適当・法別表第1の2の表関係）の ■■■■には法別表第1の1の表，同2の表，同3の表，同5の表，法別表第2，留学及び研修を記載し，入国目的別に回答すること（家族滞在については，扶養する者の在留資格に応じた区分に含めて回答する。）。

別記第9号様式・別紙2
区分（不適當）

	協議番号	国籍・地域	氏名	不適當理由
1	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■ ■■■■
2	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■ ■■■■
3	■■■■	■■■■	■■■■ ■■■■	■■■■ ■■■■ ■■■■
4	■■■■	■■■■	■■■■ ■■■■	■■■■

■件 ■名 ※■■■■

（注）本様式は法別表第1の1の表，同2の表，同3の表，同5の表，法別表第2，留学及び研修の各入国目的別に作成し回答すること（家族滞在については，扶養する者の在留資格に応じた区分に含めて回答する。）。

(参考書式)

____年 ____月 ____日

____出入国在留管理局長 殿

(申請人又は申請代理人署名)

願 出 書

____月 ____日申請の(申請者氏名)の申請に係る提出資料につきまして、____年 ____月 ____日申請(申請番号____)において提出した資料のうち、(資料名)を今次申請の提出資料として転用していただくことを願い出ます。なお、当該資料の内容に変更・更新はなく、____月 ____日現在における最新の資料であることを申し添えます。

また、上記の資料について、追完依頼があった場合には、速やかに提出することを約束します。

参考様式 2

年 月 日

(Year Month Day)

申請取下書

(Withdrawal of Application)

_____ 出入国在留管理局長 あて

(To the director General of _____ Regional Immigration Services Bureau)

国籍・地域 (Nationality/Region) : _____

氏 名 (N a m e) : _____

性 別 (S e x) : 男 Male / 女 Female

生 年 月 日 (Date of Birth) : _____

申 請 日 (Date of Application) : _____

申 請 番 号 (Application Number) : _____

理 由 (Reason for Withdrawal of Application)

署名 (Signature) _____